

古  
江  
書  
一



1	8
15	
1	



内外新報

寛永年間、佛蘭私國始めて新聞雜説を集めて開板せし  
一示未此度大に行つれ諸州との新聞局ありてさるる  
るき及ひ江戸に於ても中外新聞板行ありてより夷  
意隔絶の異変を知り四海の善言を索め頗る方今時勢  
の利益より然りと雖も横濱新聞の譯の如きは省畧し  
たり多多く又遺憾あり依て此度會社を定め新聞  
ハ得るに従て之を譯し如之内外の布告及び選任轉職  
等を洩さず記載し又廣く異論異説を集め内外新報  
と題し以て會社日用の便に備ふ



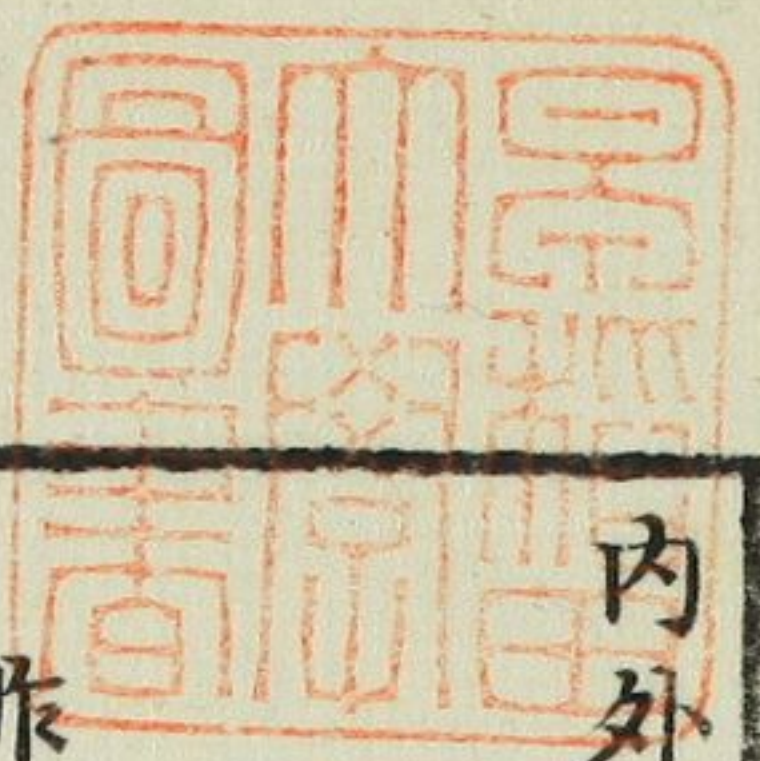
新報ハ速ニ刊行を要スルことと主トスルヲ故ニ猶缺漏  
多キニシテ亦四方ノ君子若クハ一新報を聞クハ幸  
ニ寄贈シテ遺洩を補ヒ給フヘシ

慶應四辰年四月

會社執事

内外新報第一號

慶應四辰年四月十日



○  
昨廿七日大原恭侍從教品川宿止着途中行列網練太  
敷及白地菊御旗海軍先鋒之書紀有之御旗二流之每  
龍騰紋付小旗一本御馬上止年齡四十歳位立烏帽子  
毫ノ腰之是氣地給子小袖緋地金襴袴以着用此際  
一騎肥前藩列統後云士筒袖細袴紋付筒相携隊長分  
添恭後人數二百人程是並隊立止通行同日申下刻  
御本陣止止着

一 雜考小川南城真田刈谷与十五人指揮被了品川高友  
三日治富陣有之同所出退陣日限江戸表以陣營以場  
所未之依立以治定之上下江舟出款多未打分不中以  
一 以本陣去因密無能勝致付幕後白地同新幕又張大示  
幕待流敵陣營之高札有之以高札相掛有之官軍之  
家人數上下三百人程近邊縁菴至富陣之相成罷在  
之家共玉藥之外去兵器類手當相見不中以大砲未發  
相見不中以  
右之通成歴以上  
三月廿八日

一 慶應三年七月廿六日小笠原賢藏岩田平作裝鉄船  
采込亞米利加「コスボ」小海軍所を出帆一同四年  
四月二日横濱に着帆也

○四月二日小幡書

此度一橋敏田安敏以連名之款終狀一橋敏以持条東  
海道官軍大總督宮以方上以条上且若年寄大目付  
以目付共同換為款預羅出以也 上様以恭順以謹懐之  
以誠意相願以以付与老寛大之 思石在也 所沙汰之  
品以先鋒總督より 勅定在可也 作出以版以 作出以

と分る事何れも此上兼ふ之清趣素厚く相守亦相慎の候  
可致候

四月

○同日の觸書

勅使近日所府内の清入之候、分右兼込次第に通以筋  
武家屋敷溜門引寄意方より以て一諸事物静之候之居  
物見ヶ間敷儀、之候家来未々迄、君の中付並に相致候

○四月三日の觸書

明日日杵原殿橋本殿六半時池上にて参駕 清城入有之  
一清道筋往來差留且屋敷町至共先達と相違ひ通格別

礼節を尋し不致之儀、之候に相心得候

一清道筋の携りの面々其は門番之向者服紗袷麻上下着  
用可致候

○清道筋

品川に小休するに田通赤羽根橋西久保天徳寺より支度  
支分虎清門様田清門清入城

○館内の張出しの寫

今般 王政清一新の分 朝廷之條理ヲ述ひ外國と交際  
之儀に 作出緒事於 朝廷直に取扱は為成萬國に  
以テ條約に履行は為在候に分と全國之人民 歡慮ヲ奉

載一心得遠之拍也 作付の自今以後撰外國人ヲ殺  
害一或主不能法之所業亦致之者也 朝廷情リ  
清國雖ヲ釀成一の多已之る一旦 清交際之 作出各函  
一對一 皇國之 清威信も不相立次第其以不屈之極  
之儀ニ分其罪之輕重ニ随ハ士分之者と雖削士痛至當  
之典刑可被處ハ条銘之奉 朝命聊暴行之所業之極  
今度被 作出ハ事

二月

○長應寺表門口張出の寫

日本在和蘭國

ミホルチーキアケント  
兼ミシテセ子ラール

日本 皇帝階下之軍隊士官歩卒等ニ布告也

當長應寺ニ日本ニ在和蘭國ニホルチーキアケント兼コミニエ  
ルセ子ラール宿所ニて其内諸具ニ委ク同人之所有多ク故  
別段之免許ニ委ク一々當寺ニ入會ニ理合支けつ一々  
ノ為一當宿寺ニ在リ諸具委ク記一七藩藩ノあリ若給  
セラノ事何ノハ日本政府ヨリ同人之者ニ是を償還一

千八百六十八年第四月

横濱印

日本在和蘭國ノ

ホルチーキアケント  
兼ミシテセ子ラール

○

高輪接遇所英館滞在ヲトシ四月三日第一時頃横濱表

船多帰れり

三田正泉寺滞在瑞西園公使外士官二人四月四日第二字遣横濱表に陸路帰港未タ士官一人滞留せり

○モルレーシ著英吉利小文典後編発兌せり

○甲府勤士の内佐藤後河守外九人ハ徳川家へ帰リ鳥居敬之丞大河内十右衛門外一人ハ判髪して 皇居とあり  
○坂邊大藏加藤重三郎外一人ハ行方を知らぬ總て皇居とありたるもの二百俵餘ハ當分之内十口を給り

三百俵餘ハ十五口を給るる○其他 皇居とありたりものハ関東退討の先鋒を命せらるるに依り頻りに懇願し圍よて三十人出陣し途中に於て猶又懇願せらるるに依り十人宛を別つて甲府口への警衛を命せらるる之ハ加列甲府を襲ふの風流ある故なりといふ

①四月五日

上意之口書付寫

昨四日以 勅使別紙之通に 仰渡有之恭順謹懐無二念之旨辱も達 獻聞 皇怒之餘蒙寛大之口沙汰の旨 實以難有仕合ひ素か一同に於き 聖旨送奉り致ハヤ

迄乎至此以得共若心得遠之者有之也而古不相識以右  
考兼之相達置以事之與今更教戒之也不及熾之以得共  
猶又原之相心得 啟者遵奉可致以事

○  
四月一日步兵差國役頭取並戶田嘉十郎撥兵頭並  
同日市中取締役松本直一郎以目付在命せり

內外新報第二號

慶應四年四月十三日

○四月五日以觸書 二通

此度被 作出以 勅諭之類以拜兼成以之付 上極來  
ル十月以敷途水戸表以之為 入以此候向之可相  
達以

○  
昨四日 勅諭之類以付 御城内以掃兵以多門且以  
御教諸役所早之取片付來ル九月以同付以引渡下以中  
但御門者其以廣安勅書之向去來ル十一月明書迄



下江相傳小事

右之類向く早くと下江相達ハ

四月四日奥信流隊中根繁次郎精流隊を命せらる

同六日若年寄今川刑部大膳内願之類最有之ハ付以後

清免 同七日彰義隊組頭菅沼三又同並を命せらる

○

近頃會津城内 天守を修復せんとして古金七十万兩

を提出したりといふ又國內へ芝居二ヶ所控女屋二

ヶ不を免許ありといふ風説あり不詳

○二月十六日大政官より後寫

諸國之為札是迄之分一切取除ケハ多ク別紙之條に改む

掲示被 作付ハ自然風雨之為ル字章未塗減ハ者ハ速

調督マ中事

組定之札ハ永年掲示ニ 作付ハ是札之儀ハ所々之

所布令ニ付追分取除之 所沙汰ニ有之為所布令之

儀有之ハ前々是札を以掲示マ付付ハ付連ニ相掲

ケ編境ニ至ルニ 朝廷所沙汰筋之儀毎水ハ松可付

相心得ハ事退白 王政所一新後掲示ニ相成ハ分々

定之札之後ハ尚分掲示被盡マ中事

三月

○第一札寫

一人あるものぬ倫之道とふくまぬ事  
一 釋家孤獨廢疾のものと憫むべき事  
一人を救へ家を焼き賊を盜むおの悪業あるまじく事

慶應四年三月

大改官

○第二札寫

定

何事によらざるより一かろき心事に大勢中合ひ候と

とうとさるへととう一とさいと縁うひ事とごつと  
ぶらそとのひあるひる中令せ居町長村をたちのたひ  
をとうさんと申せ堅く浄法度より若右頼と依これ  
らひあくる筋の役而へ申出候一浄なりひ下さる趣く  
事

慶應四年三月

大改官

○第三札寫

定

きりしたん和宗門と依へ堅く浄制禁たり若不審あり

その有之ハ至第の役所へ申出願し清むらひ下さるる  
く半

慶應己亥辰年三月

大改官

○四月三日法使書江の由約也

明日日於系殿格本殿入城又付

靜寛院宮格より法料理つるまされひる收納麻上  
恙利西丸へまかり出由給仕とぞひおつとめらる  
るくハ

靜寛院宮格法利人由給仕おつとめひる後せらるる

くハりつとも契斗同利をこの事

一 江茶給仕七ヤハマセ節めらるるくハり

○京於三月廿三日ハの末状家

一 去る二月廿一日雲の上刻 伊先子系地を由之申出  
しとおるる辰の上刻

禁裏様所祈由ひくきとおちり西六條由小や東みハ  
ちく由とまり廿二日由是口岩由とまり廿三日大板  
へ由是由供方公卿満大名色半あびれ由中その  
外  
所祈向のこら由由立ちらひとおちり由よつと高地

をあげざるきみしくお成大坂よりいづきへ  
所幸におありのや一向おまうりて此福又の関東平  
定のうへち  
所為系との西沙は又西座の町うく風守よの西立を  
らひ又相ありの上ち京地焼くといふありいふと  
居いそあげざる死のうに西座の  
所供改尾張元千代極毛利長門守極そのむら西大名  
致志せよ○西為守西ちがかり二條上る加所極三條  
よまに條まが薩所極に條上る阿所極あり

内外新報第三號

慶應四年四月十五日

○四月九日武藏野家来々の来状宗

仲仙乃海の葉宿羽生宿高分の内主人へ此ちがけと  
所付の右に付羽生宿高陣をへ高家人殺休息として  
遠入ひととろ  
官軍涉人殺よりいそやうのりけあき遠入ひ我と法  
る縁に付おとち所おたきざる極合に付高家唐丹羽  
藪とちもの切獲ひてこまよとつてちまきおと相  
立上考株大系へ大砲向けられ其後を扱する守中



一 如陸乃 官軍加勢西郷地を

一 津勅使孫あるは津通より成志より武長親を一切相  
あつたてし中風少くもなす

一 三月十八日倉津孫西家来三十人ほど宇都宮へまゐ  
る西郷を傍相以ててくるや出るところ高野山に  
造り付かへてていそぎを出来がきとちとへい  
風少く右に村宇津より官軍へ移るひいし付三日夜  
右の家より百五十人ほど内百人ほど佐佐木防勢  
のよき孫より百人ほど

一 倉津勢五月二日の夜六百人ほど徳次家宿へあつた

一 一先福多ういせのむきよい屋も同勢を系津あつ  
弟宿より七八人ほどより屯り終る居り中

一 日光山あも同勢居り

一 水戸方朝比奈孫を新市川にちるふ五百人ほど同  
孫出を賣か白川へ還る以てて今津へかけ合ひ居り  
中よりなす

一 信濃茶臼大敵を地あつて是より若殿の焼のころ屋  
敷へ居りて江戸表よりあつて敵義隊の者百人汁  
を附添二本松家来附添

一 壬生のあつて高野山に家来 方のやうに

一 館林より日光迄かこめ引とるに甚大砲二挺日光へ由  
つづけ急いよと申すいれども實は如何や分り不  
い

一 関東に志あり流石勢を起し本領を合符へおちめ  
いよ

一 館林にさらし又少尉不思議より坐す

○ 四月三日出板タイムハ彩少  
板地静澄ありと交易すれく盛大あるづとの徴候  
と増す

帝王もあか江戸平定し軍隊め板とら板地

寺殿ありせらるるを板子あり

三月廿六日天保山と板ありエフ口ハの敵隊  
敵寇ありし

槍丸費一 譯

○

下位の圃あが山と板あり近後勇

官軍の為よと申すいれども實は如何や分り不  
詳か

○ 四月十一日法相相坊

美濃系三十五石と付百廿四石二分仕切所方ハ

中白をある付式斗四升あり

跡お坊坊しく下流し文久跡をある付十三十九石

三十二文百文跡を十石八百文あり

燈籠上方江戸車内お坊一駄お坊に付金五十九あり

賣を升に付式斗六石七十文あり

麦金をある付三斗三升あり

小豆金をある付七斗七升あり

○

英和海軍譯書砲科日新書必携等の籤紙と近日發  
兌をたし

○二月廿六日

三百昇平忽乱離紛々兒女萬家悲恩願志士為君死  
古留名在此時  
川路頑民齋

○四月十一日吉徳寺の冢

今般海陸法を進軍いす 朝教慶喜并に抗命に族

のて殊御と程い

敵愈々多き人悔悟復怯に付るを従来より伏救を

うらみと終由生害途途に難苦ありを忠罪魁を

死一考宥めり是以上を為箇に安んじ勿偏取性々替め

を也能るに有志者ら 伊拔権佐肥妻按に及



海へ  
 市表亦く思食く徳川後代随従小吏  
 玉と煉銘く患を極  
 市杖即てり  
 撰をいづら  
 切安徳管業致まなく  
 所宣布いほども  
 無くい糸勤  
 徳多所以等い  
 い其上玉高公平く

内外新報第四號

慶應四年四月十六日

○友人共の末状の宗

下総の國結城彰義隊兵又二か松人殺を介脱走の  
 舍藩名あく糸とる  
 小山宿又まかり  
 官軍と前後より  
 此の時どろ  
 こゝ居り  
 止宿を

一會津藩よりまじく感至りていよく宇於宮迄出張  
とねありいまど掛合中又由彦の申  
一壬生くまの會津藩より度かけ合ふ所よび多分會  
津方のよし風少いたる

○四月八日丹波寺敷市波寺付の字

上極水戸表に 入らざる事い又付涉登り他寺津世  
まかり越いりお世志和る處と向てにんたの爲せ  
らる處くい

○右月

靜寛院宮棟

實成院棟の後九日田安寺を飛に 寺を逆はたし  
りは殿の爲め向てに建せらる處くい

一西九徳收不系又款處とも明於拙者どもに由引  
とたしこせあるべくいわつとも寺門と御書の向い  
是寺と由引とく一の長梯除いたし引とく一の根  
を敷くいこせ又依りて建い以上

後田根三命

田村筑後守

○四月七日夜

塚系寛十家

名代 塚系清く册

重く逼塞は 治付色以塚系但る事重罷たるより  
後科又重せざるをそのとて格別く寛典を以て死  
一等と定めらるべき

勅後又付法裁律の中へ流さぬく不出候以て付又と  
る候出しい振てと候い

小野内膳

名代

重く逼塞と <sup>いつく</sup> 治付色以て方事重罷たるより重後科

に重せざるをそのの格別く寛典を以て死一等と  
定めらるべき

勅後又付永く法裁く格揚度安んずるを若あり

澁川播磨

重く逼塞と 治付色以て方事後科又重せざるべき  
の格別く寛典を以て重せざるを其の格別く寛典を以て死  
勅後又付永く法裁と 治付い

平山宗書

後楽内申

重く登 城又合いやう 相違色以て方事後科又重せ

らるべきの事格別々寛典を以て承るべき事  
勅使又付警展と 仰付い

榎本對馬

室賀甲斐

同文書

大久保主膳

戸田肥後

永井玄蕃

同文書閉門

右平足丹波守宅又抄々々十段又同人々

あくお海中小西目付永貞々々同舟小林次家お  
越は

○四月九日丹波守殿迄後一書付々家

天璋院様 本妻院様の十日一ツ揚涉る所

涉守殿にいらさるる此の爲向に其せらる  
べくい事

○右月

上様明十日有表に入らさるる此の爲向に其せらる  
涉不例又付一日涉り縁々々度限用盡すと仰付る  
仰出いり此限の爲向に其せらる

○四月十日

大熱賢有柄川宮

正親所三位殿

西口辻左大臣

穂波三位殿

川霧左大臣

侍附

侍族官人

侍筆官人

侍役番

廿九

會計局

侍發遣

尾州

筑前

池田

津和野

稻田

右に去る八日卯刻後府侍出立日夜蒲系宿侍泊里小  
之退り侍下向以相太以<sup>奉</sup>府中宿同屋上夕和川宿直  
心於納中越し以

内外新報第五號

慶應四年四月十七日

○布告書

一 徳川家及逆に付返討に 仰出令津に 我等以一手に  
 城をて襲撃名流法出別紙の通ひ方一統御見下仕  
 以給るに方今外國の艱難も有るに於柄内礼を生し  
 以るに 皇國の事大事にすお成に  
 主上深く心痛心のもるに以る候に干戈をふける初  
 程非曲直分ぬお礼し公衆の事法を以て 神武天皇  
 山の安にけるを以て御逆 奏國に存無に付此に大條源

廿一

三帝上京中付人いりある形勢又立寄以引也難才場  
合又以方何生由軍忠を辱し武名を輝以振奪お合之  
早く交度存在る圍以才出陣の心然々て背之以多

辰二月十日

○葵園書

就徳川慶 及逆為返討逆日官軍東海東山小陸三道  
よりて往為進發し宿社 信出以又付くハ葵羽の法  
藩臣知事王々大義お共之合謀之六師征討し宿社  
清く教を以く由書付は 信後程又倉津容保時交徳  
川報送し亦し強旗に發砲大送を道又付て往逆返討

い夕又ハ右長菱那ハ一子本城襲撃を又て葵退討功  
内少清く執譯の甚畏ハ若松ハ東州の一孤城といハ  
ども臣菱那一子又襲撃は 信付ハ既武門く扇月又  
由叶難有なる人進之一藩中へ布告し出陣の利を仕  
官軍亦征伐の期又ハ進之應接襲撃を仕ハ志ある也  
挙藩要水く漢之僻在仕道諸遠遠

朝廷亦決議の深志由詳ふ不其年歳内上方之形勢未  
唯情少一の之言上仕ハ我干系恐縮く亦ハなる人切  
とも度く言語を致ハ罪ハ上も存存以才然止仕居ハ  
ハハ民子の分難受ふ願忌諱也其言上ハ 王政優在

朝議西一彩の折柄一旦天下に兵を討つ初國東征  
伐勢の左に後へ此忠重たく事件由と 敵軍との互  
以上と事ある久くも天下の人心を憂仕ゆりて其  
依るの難なる感然るに先其る慶喜等諸君との互に  
又付系内にて仕る西の討つ付合衆を先供に致し上京  
仕り中途にて右の諸君官軍へ致砲仕ゆり致送を乃  
の於敵に付退討お軍西征伐との互に致し布告に  
感以不慶喜臣下へ布告に起るる先供の由の冥門  
へきり明るるに初戦に薩藩より砲發しおるびり  
止る戦事ゆりゆり中にて有るゆりゆり倉庫に撥るる

發砲のつぎ先づねら後々分曉にお毎風沙も有  
之臣等邦土の法の類を致慶 布告に旨致信しゆり  
も憂るゆりゆりも發砲は及判然にお毎ゆり人心一  
定不仕一糸に西征に徳川祖先年来く福札を定め撥  
札及正大勳勞も今更に上り近ゆりゆり累世偃武修文  
御内法務仕ゆりこと致し二百餘年の久くゆりび軍属  
流季武威ふ振遂に嘉永癸丑以来介者猖獗給る人心  
擾乱其乃ち慶喜不呈ふゆり失神不道に及ゆり不  
了有るゆりゆり今日あり致し政令が一公平正大  
に符を以て 宣國を安海魚より政權を





も乃びあはし時 天下に大兵を勅し四海鼎沸し勢も  
玉いえは彼おとしんども必中しき侍親ら仕るまじ  
く各國帝王の命を請ひつゝ根ある挙勅も乃びい由経  
斗まのる時ハ 中國辱せし内華民へらお流し姿も  
由お成人心の疑惑のこあし沈定ん抱憂痛哭仕い者  
十も八九も有るこ是人人の一定不仕也ケ条こは  
産い彼是を以てわつゝ熱血仕い又清禮美く系海く  
徳澤く定福をつくさせし天下共く正大明のを傳  
を堂の公論ありしを重なりしを以て必しも六  
所を勞せし彼自ら彼後して仕と時既記そら又其銀

い右治も由輝徳不耀共を以て先王の吾徳と仕い者  
又い故是等しくおん由目的を修めば 王政復古の事  
成業を 伊大成るを極仕くを其微を由深察し  
故より極ひとく又其冀望のあつゝく清退討と中  
又おありいを由諸藩く向難報仕い由を和らぐ  
海内分裂群雄割據を元以前に大乱を矯し却て時福  
為福と中者もくおあけくゆる者もやうに臣等邦  
ひそらも痛ん思懐仕い不肖く清見愚偏きもあし由  
採用もおあなごくと是悟仕いゆども如けは成業  
機余もあつゝも然心仕くくら灯も不亦く能も

わあまアアと不敵斧賊僧の奉旨上小臣等御誠忠誠  
指頼首々々後言

○ 野志々々 榎 深物

○ 乙島山神のまアのあまうあまうとて正しは名をいひつらぬる

○ 彰義隊脱走 年がら廿五古ある信 後色屋藏

右三月廿七日の夜平塚宿 法本陣はあまび入忽ち兵捕らるは況ヶ表は象首せしめらる

内外新報第六號 慶應四年四月十八日

○ 四月二日出版横濱新聞抜譯

帝王より 日本國中と外との交易を盛大にし  
且つ 日本人が國に自在に旅行することを免  
除せらるる

宸翰を「ニストル」に賜えしよしを京師より  
おくりしは説書あるにあらざるを我々の目撃する所  
より也 日本は政教又大なる変革をうくるべし

○ 横濱より船が来る所の船が三艘あり  
右に亞軍艦を一艘、左に亞軍艦二艘、プルシア軍艦八艘  
熱計十日、艘は他者五、高船二十、六艘あり

檣凡費一律

一 船艦表より二月十一日附の状況を知るに、文中より  
同地も系船より薩の軍艦渡来を云々と云、風吹  
く所、固め、敵軍をおあり、市中に老幼婦人を急散  
送り、又々船材送等あり、おたやらあり、さるるより

○ 四月二日出羽山飛揚の末状況

○ 船艦表より二月十一日附の状況を知るに、文中より  
同地も系船より薩の軍艦渡来を云々と云、風吹  
く所、固め、敵軍をおあり、市中に老幼婦人を急散  
送り、又々船材送等あり、おたやらあり、さるるより  
○ 四月二日出羽山飛揚の末状況  
○ 船艦表より二月十一日附の状況を知るに、文中より  
同地も系船より薩の軍艦渡来を云々と云、風吹  
く所、固め、敵軍をおあり、市中に老幼婦人を急散  
送り、又々船材送等あり、おたやらあり、さるるより

勅使法三法師を遣はりていふ付法儀がと重臣の面  
と禱定ままかり出いそのうち織田信家老吉田某と  
中二三月晦日ごろ當不通り山を仙臺へたこい  
とこ乃早くとや警備より酒路におあり右も亦家  
江月石の傍より方 信付くまに非よと人殺出強よ  
おあり故令田舎のうけ合とおありいよしむも織田  
家にお

勅使の着命より仙臺より助力としより五百人天皇  
に去よおありいとしのいささ仙臺儀より舎付は人殺  
くま出しよおあり當地より福しまにのる中七日宿

と中よりるは五六百人お固め飛折終末おありか様  
い中中某ういよしあり

○四月六日出初傍よりの末状写

舍津 法退符の 法陣仙臺に去三月廿五日仙臺勢  
由くり出し四月六日當不許とまり市人殺九云子五  
六百入

伴達筑茶

日 孫正

日 鮎貝左衛

日 安藤

藤本大高直

外三日記

○四月十日出板橋新少校録

既又今度改革の分際ツバギを命ずる三日の内とおあり計  
百餘年の改法一時一新するまゝなる事

勅使 有栖川宮様おとあく清王におあり

勅使のおもむきを 仰せ出され多分この為三日申

又清王の御振おとだまり和裁いづきお出せしやを

驚くべき事ありこの 有栖川と稱しける宮様を

去る正月申奉り 清王を仰りしつとも最重の

清王はより成る事おあり 上様いよく清王を

清王静しき事おあり 清王はより

是なる事おあり

當時會津の勢ひはより強大とあり北方の大名を

とくぐ連合を保別殿 徳川家よりこそ是又勅力を

ることおありとあり

○

四月十日の夜歩兵撤兵等絶えしと屯所より脱走せ  
しものおびたし其人員斗る事あり

子

和業書記官ケレニテ子一人の活又日本と乍度とい  
地衣をひくく身はり和業とて地衣文より一及び  
ちふつと忠怖きあり日本と乍度とい地衣同し  
おと肉つりのことあるとみゆと書かれし

○  
今般猪博表退付としき 官軍清さしむ山岩おふ  
里以下付下館原石門若狭守使者としき利人柴田  
理之次村長平之助さし出以軍軍用金千両さし出  
しゆやう 治世付しき以下付監日下館原

家老牧志摩貞山知海中人村長平之助との外清金  
發條のよめ流士の者共教人附法まかそしゆ途中  
又と賊と意ひ右の金奪ひとて是ゆ

○水野日向守城下猪博高札場と建札と字  
今般賊徒為退付

官軍清さし向ふおふゆとてる般重日向守を去り  
ゆへとも百姓町人とおふゆとい主家江ゆり平治の通  
里其業おふゆといゆ分のゆ法節のまゆ近日猪博  
ゆ博と上玉政一新しゆ桑若民安坊しゆやう死里中  
ふ般と老ありむとて向きゆゆ

官軍はあつてお志まう方針さるゝあつてい百万さるゝの  
あつてお志まう方針さるゝあつてい百万さるゝの

内外新報第七號

慶應四年四月十九日

○四月十二日出板横濱日刊新報

前將軍□□公評をかくはたの事を法法ありて昨十  
一日早天又江戸法法をかくはたの事を法法ありて昨十  
法法ありての十日のよしありしが故ありて引せ  
しと云○ま法法を抗率四百人後級隊系二百人あ  
る○前將軍の主人の江戸のこまむひくは戸敷の  
法法ありて引つてあり

此後横濱より飛らせし大系前侍後殿時十一日九時半



三月入城の事あるに軍勢を薩摩肥前阿岐の兵とし  
て皆ライフル銃を揃へて其行列の先頭は

津門の旗を五五人にて之を揃へて其の旗を揃へて  
臨らしきを人の旗竿をさへて依の口人を竿の以上  
より出たる旗を引きたるをさへて中より約合ひを引  
きたる

さへ通好の事あるに其の家を戸をさしや紙  
札を同むる事ありたり通好のときを始りたりし  
に氏にさへ平賊踏蹴ヒトマツクせり云加るに我西洋人の文に  
て其人のあはれごとくせしむる島上はありて傲然と

此をえ物するに惟もとがむる事とせしむる故に  
何れのことあり実と日本人の毎けることとせしむ  
知るべし

大東敬の所のづらう生殺の権を握るものと思へ  
たり

此れどお川は坊主の首級を結のせり此の公の英  
勇によつてありと評判を此人の戸塚宿ありて身を  
そめく官軍の密多を探索する事とせしむる故あり  
しつゝ入の結ののりを見たりごとく首を腰の上と  
せしむるにありて其の先頭を此の先頭とせ

きをたるとあり

此處

河門に對し□□公の恭順かくのごとくししう故藤  
あゝ堅城と渡き進しことこの我軍實り威勢をふるうこ  
ろあり故に系部よりも格別の寛典ありうゝ國家を平  
の時と至る所貿易もまゝやのゝ無忌又暖まるふ  
る處へ備しあゝゝ志ありざることありこを會津の  
一件あり會津を仙臺その他有力の法依を連合して  
義家の為めに寛罪を蒙るんと改又其徳を盛ふふせ  
り

戸田和泉守の城守近川會津勢の爲に落されしと  
と少也

北方の大名は江戸を去る事凡三十里ほどの所より  
り々南方の軍勢と接近を故又合戦わどあゝ始るべ  
しと云ふ

○二月廿二日泉州塔妙玉寺に切腹と  
信付即刻定を所望殊院に送發葬むお成し



たつしき

忠速稠迅居士

伝名

勝賀瀬三六平稠迅  
延年廿八才

かけまくもまのこをありと一まじよおのひあそをぬ  
たき碓のた

忠英利雄居士

伝名

山本経助源利雄  
延年廿八才

養治のより一かゝるともありぬの影のこゝろい  
むんそらき

忠掌重正居士

伝名

森本茂吉友系重正  
延年二十九才

人あつ後星まかちある世の中よきよたふ乃そそき  
きき

忠固堅勝居士

伝名

小代堅助源正勝  
延年廿六才

才命ハかくあるのやちまてとそくわきい名  
のこありきき

忠應攢成居士

伝名

梶田貫之丞友系攢成  
延年廿八才

時折りて暖ちるとも由振があらまの抑一まんかきと  
たましひ

忠相義好居士

法名

柳濑常七若菜義好

延享廿六年

魂とちろくましくめく日の初のたけき心をゆき  
示さん

内外新報第八號

慶應四年四月廿四日

◎京報よりの末状中又裁を副総督若菜卿より  
存るへ傳達の内自書字

臣不肖の身とみそ妄に大任を辱しめ敢て其任に當り  
以儀をなせむといへた何分高令内外に多難加之相教奉  
だてびを殊に 所親征の盛衰に任る及ばし事實に玉を  
垂大に事件に在思惟く此身素より鞠躬盡力一死を以  
て世に甘んじかむといは然るに 總裁官に涉る下二条中  
ふのふゆ等より亦供奉に以上を太政官に責め不て免

の場合に立玉り只管苦心に不徳の隙を以て出たに及ばぬ事正  
親所三条徳大方の御總裁局に於て御機示候に候に  
仰出先以て衆を存以て御親しく天地に社為誓公卿  
列藩へ由 所沙汰を通り此度法一新して法実蹟お立不  
申はるを不承為候所儀を臣等の分より於ては断然  
戴し是を以て之を以て其を以て諸局の督補を勿論判  
事權官に玉近量初結し諸事申出度候に候令局分り事  
たり候所儀を筋の事と申存候に法討御に有之を勿論の  
事といふ御公義を法初毎御を御陽に申承り度存候  
仍此段申入候あり

三月廿二日

具視

○同書中に振表地軍糧の所儀を載す

三月二十五日午刻儀事不に於て三職及び徴士列座に  
之岩倉により策問を

才一條箱館裁判不に取建候事

才二條日不總督副總督參謀等入撰の事

才三條振表名目及改南小二名に立並む候如

右史官續上け公に備儀徴士等若者若御あり 山階宮を  
所今願に難中上の旨摩司若右候に色目右地不に付建  
白有之に由相長を法任撰て然し中中法門大納言殿に

法人撰才一々教法善なり総督の薦任裁前准の仙臺へ  
 干時移付を加給へ給 仍付及との多肥前老儀の編  
 開拓の才二儀とし先づ裁判不申致建総督参謀法撰奉  
 社為を基礎を社を直且任撰其人を於いそ 開拓仕  
 方でお互と申さる本戸準一郎此編よりし但任撰大藩  
 には 命の及を如何立藩の力あり軍拓を給かすべし  
 個人材を細羅し其地を俱置以多し服示し利を不計  
 今其地より歳入の金を以て費用に給し給し墾拓に力  
 を与して然との儀あり 副総督を任く魯西亞の意接  
 の如何を各國同旅あり臣友以外は法訊問あり日本戸

隣境の訳柄も有之以共衆理上ありを同し加るべし  
 と善悪し神止左多衛と総括をる 人才を法撰奉有之  
 たり 則其任より其土地に志有之者を用ひ以順序に運  
 び以てを軍拓の及に随くお互マヤ中井上右見の裁  
 判不申致建にお成いそ由 兼撰奉を程遠き多ゆへ何を  
 別取参謀以そ由法遣しにお成友人撰の若本文平を採  
 用せんと 濱説を大久保一蔵の松浦多氣四郎を巻け  
 受麻之助の内山七郎右衛門を薦め本戸準一郎の内山  
 龍助小東二兵衛の龍助の才内山介浦を撰と青山小三  
 郎と土井藩を推し 裁前准の土井新登吉を任せんと

建議あり其地徴士各共十數名何れも別又安海を建  
言し不乃副總裁高儀より後先づ人撰を決定し然る後  
又裁判不乃建議を採りて之をトモを命じ之の旨行らるる  
右ありて議事終り衆皆退散す

本文参考より薦挙さし五士の事畧を附記す

岡本文平ハ阿妙の人あり江戸より來り明倉用九翁の  
家塾に居る近以帳表地と云りカラフト薩哈連等を  
周視せり

松浦多氣四郎と勢也の人あり亦江戸より來り帳表の  
不墾を以て憂とし其多敷十年屢被地を經歷し備き

は艱苦をありてんかをそせり

内山七郎右衛門と土井の藩士あり

内山新助ハ亦土井の藩其老臣たりしが懐かべし今  
と距る四年おしその歳疾に罹りて物故す今其  
分現に會計局に奉仕せりとぞ

○

三月二十日東久世恭少将兵庫裁判不總督に免横漢裁  
判不總督と命ぜり

同日肥前付從横漢裁判不副總督と命ぜり

○二月廿二日對外代へ所達し累二通



今般 王政法一新徳之外國法更隆之於 朝廷法以  
扱は為 在彼又付之朝鮮國之義ハ右より東洋之國  
柄蓋亦威信之在也 法教之付是近の通方國更  
通之學より根家後也 今以對朝鮮國法用之取扱は  
若ハ外國車勢哺之心故之以之取扱は家法 徳付尤  
所國威お之扱之致力 所法又此事  
但し 王政法一新之扱法ハ其別し之愛くおん  
得回弊ホと一洗以多し此方法其之有之此事

三月

今般江廢幕府 王政法一新新機 所宸影と以之也

此後以又就之ハ今後朝鮮法に扱之事件等徳之從  
朝廷之也 此出以案此名朝鮮國に之扱 法沙法之  
以事

三月

○四月十二日法物文

此後法上奉門方江法運當お成居以 勅使法由卿の十  
三月西城江法裁之款英之後府表法運當又お成以  
有栖川宮内十二月川法宸法天十日西城江法乃入以  
款之付 官軍參謀方より正布告も之有之以於在者又  
是白お甚是以通之民家ハ勿論市中末之在ハ於遠初揺

ケ百後不致を之振て致い

○

原稿 大君の辨職より草を起き唯事倉卒より出るが以て未だ校正し暇有りて近日内外新報前記を刊行し以て原始を審みせん者官此旨を諒せよ

會社幹事識

内外新報第九號

慶應四年四月廿六日

○小諸浪扶白

徳川 □ □

朝教眾進討は 始付に各藩陪臣更率よりして遠  
方向を生しに振あつてに右号令傳教をねんた玉力  
お急よ人殺さし出しにやう仕る登く方 始て渡さ  
を後よつて思怖畏端の玉をよき存に統るハ  
やあ又奉

勅渡後事了仕の事 終中

朝拜懸く 法制度替へさせしを以ていふとも  
 皇國自然の法体裁の封建世強よこせりし様倉覇府の  
 時將軍宗臣と名目をおき陪臣陪く臣の分志とがつ  
 くお定り時移り物換り茶も元和以来今日迄く形勢  
 と成るのみと由せし凡昔天と下率土と漢高早是補 王  
 臣方とざる者いそ人もこそあくはへども封必成邑  
 其内と土民各と其皇臣君と忠節いひし  
 朝廷に緩るゝたよ由座りる層く存在し和等徳川家  
 臣よ以於て一と又徳川家を聖奉し  
 朝廷忠節仕分素志にこそあり元來一途同海より文

又方と突よし向と二つよまききおこせありて  
 □ 恭順の效おきいひし寛典の法不重ひたきと歎  
 哀訴仕る多き人應に由座り又人救きし出し以等  
 法利節いし何根より由出積お初めし層くいへど  
 由徳川と法追討と終りの 法由結よるい思はあり  
 ら臣子と以し君父と誓ち以保よこせり人の大偏  
 天地と大保是よお悖り昔時源義朝  
 初命止るを以むといひしあわし父為義と誓由同根  
 不義の逆名不載遺世がく  
 初命よれ志とあひいし由亦 王保此法度法失体

い終よとの免がくく実私一才と進退難儀のこに由  
身あぐい

朝廷の法をを深くは [redacted] 中い何分

勅使身道難仕陪隸微臣の才を直諫仕い身飯り忠入  
何へく言上仕かひいへども臣子と身進退難儀仕い  
所蒙重よも性情く思ひかひい事よは座い何卒由時  
察由宥然く身其れく右やうの教を法採用下し是  
是に於て独私一家く幸福のこよは座あく世為人心  
を予裁の下に維持仕い今日  
朝廷の法爾失をい何くか補ひたりい事よ付莫加玉

極有かくく仕合よ存存い去更あがく頑強固固遠よ  
逆難犯しい次才その罪第死遁身がくく閣下孫伏斧  
戒と練後よ侍ち其る座くい重臣をいよは既哀痛並  
親其其い戒思滅惶然を敬白

○ 孝寛四年二月

二月十八日會は勢富市中のくくは焼拂ひ中い風  
吹く由座い

同日下総國竹の原村よおろく會は勢  
富軍の爲り敗走り

竹原

三月下旬より、寺尾宿より粟根畑迄の近を百六十町  
ほどお出上しこ、是れより中は是れを懸念し、その仕事に  
中より出座し

○四月十五日壬生より東快く宗

今津勢守於宮城を築き、右河に歩勢よりお成宿く、其  
の風中こ、是れよりいへども全く、是れより中座し、  
由今津浪上り、先よりいへども、右河迄へ大勢出座し、  
官軍負向り、付おひく引とり、中座し、是れより中座し、  
の極より中座し

四月八日

官軍より壬生に大砲かり、受中、度よしかけ、合し付大  
砲あり、びり打方人数三十人より出し、今市宿に出張  
仕吏より、宇都宮に逗留し、かりに在陣より、いへども、  
右土浦迄、由りこし、中座し、其の風中、中座し

○儀事、おろく、是れより、見の書、字二通

頼夷地、中軍、振く、清、命、議、又、付、く、ハ、先、公、以、方、の、月、お、く、  
岡、根、法、等、志、く、右、方、に、掛、り、其、今、後、此、清、方、に、中、生、  
涯、く、後、力、を、頼、夷、地、に、付、け、其、志、を、清、志、あり、退、く、其、節、に、  
書、款、ハ、素、より、其、向、の、巧、者、に、砲、を、清、講、者、に、為、す、其、後、相、  
又、介、り、大、法、儀、に、内、あり、頼、夷、地、に、付、け、今、は、清、儀、に、在、

公卿と旧板家臣由共十分心力を尽し是れ成功を  
期し旧板有之然い此根底を法確定の上法権使と及  
慶内討偏又お成どととも 朝廷あく法後援並  
在い板の 法廟算お立以上法葺遣又お成い  
然亦又甘みく當時法一妙く機會又任せく唯一  
の法権使のく 法権立又お成い  
きのくあく比魯西亞人雜居く土地不ゆい  
後害を確しい板く及ゆく有之款と願念仕い存く外  
突存を法産い以上

中根雪江

萬事之源は不足服を其末起るるかたし國家富強く  
かを四民各職業を其まおけり就中農の國の本ある  
ゆへ又其本業を其ましむるのたなきは國土の瘠  
弊補ひがく農を起すのたを振き人民を増強  
するより人民を増強するのたの事と管易とし  
吏役を省罷し器械を以て民力を授くるあり西洋  
德國も蒸氣器械を發明し民力國中は倍々ありが故  
は自然又拓地育民の業を起し或は萬里の外に穀不  
人を出し開港交易の大利を計るゝある 我國近年  
内外多事昼夜東西の吏役歳不窮と云ふを志くは是

爲の民力を補ふのたむざるに回響の荒廢は及ぶに又自然の理あり振夷開拓の事にお陸の大事勿論不て忽の要勢あるべきをとりたるたむざるに後急の漸あるべからざるに畢竟又内地の民を移さざるに成功遂る能き事あるべきに内國内地の荒廢せざるやうに支取を省罷し器械を製造し人民を生むるの策今日の急務と奉存に事

井上石見

内外新報第十節

慶應四年四月廿九日

○野州戦争

一月十日日蓮同儀の兵車官軍の命よりつくる凡そ二百人許り宇都宮援兵として操出しいま野州要路宿入口ありて會合よれ成居い最中夜をくけ一併多の脱走無理估し油断を見もゆし四方より警備ありしに間警大敗走のよし尤討死を士分十七人とするまゝ十六日未發陣處へ戸板のせ昇入いれは怪我人かむ意きん

十六日官軍結成より夜門を放り園本と野へ出張  
 又お成の夜門の兵隊より襲撃さる官軍敗走の事  
 ありて新嘉院ありて名王七九夜宅其外民家十三  
 彩もど放火し和玉へ退きいところ遊撃より又と  
 放火したし遂に夜門を放り久保田村を焼き結成所  
 と通りぬけ五助新田を自焼し小山岩へ止宿しお成  
 り以上し  
 右を唯風守のころと後仍ハ赤くお分り不中以上  
 ども少といふ事以上

○四日不出仙臺よりの末状軍

仙臺一しと操出しの長崎十二日巨く赤大急きと  
 ありて満朝日ありと之拂ひしお成り以上仙臺七  
 日に出陣の統又南に陣を居上りより四日清加勢右  
 へ米沼二か松相馬初為鐵田いづれも清加勢のよ  
 以上  
 一相馬催時四日仙臺に清加勢は登城しおあり以上  
 清加勢ありとお成り不申以上  
 ○四日廿日出の末状軍  
 一上総師が傍馬津を脱走の士凡そ四千人餘り屯居  
 あり以上



一 何れの若くや本文は是を屯せしは依の三士房総の  
 列藩を流き連合しう海陸二方へ関門を建てる備信男  
 女非人等より多るまぐ若しく穿鑿い多し向若入と  
 いところ何れの手の同謀といや二人は斬すい  
 一 上総の川越依の陣をとらせしといふ凡少ありまぐ  
 洋々ありい

○下総上松村よりの来状写

一 官軍は月七日結城攻めし以後二三百人籠り居り言  
 十六日の朝舎付勢百五六十人作りあぐ城下をへた  
 入いし付官軍城中より糧出し凡そを官軍へ進進け

竹井系と千本まぐ遊りいところみえりし伏兵四方  
 より起り凡そ二三百人斬り入いし付官軍大軍討  
 死よれ成りいよし

但し舎藩と唱へいし実を脱走の士ある事しとの  
 事

右依の若十八日京加富通りの如り土固藩を初め  
 其介ふに百百人おど舎舎い多し居りい吐し

一 十七日十八日右河城を兼るる事四里水小山岩あり  
 戦半脱走兵士勝利のよし

一十七日より引つゞき日く徳方より戦年故小山岩我  
死の者多く双方とも死片皆い多きは及後二様あり  
居いよし

一 金津勢廿一日廿二日以字於宮口播出し以風すり  
あく戦年を一なり

一 岡岩石河廿一二日以戦年より成る無く名中まりに  
多瀬水敷十艘冥岩城下垣はつあだ居いすのこら  
今津より引ちるにせいで

希多く軍任係不分明に於たすに交不取取上  
以何是暇夕才結城よりの飛衝し付又とて下とい

○野志より

子信

隅田川をの志し信之かへつらつら懸りのせよとあ  
るゆき

○二月十七日東山が熱督府執事よりの信細云

考圃く内百姓ども徳意を浩びみたり又人家を破りし  
其地振籍く不修不少越おすへいその外の多に在ると  
是と徳川の苛政より苦しむ役人の不為望し加へざるを  
悪くいよりを起りい民と法禁に今般 熱督府 法下  
向く次第に賊徒討伐着民益々苦しむとる救度思  
右より糸右百姓共く内一あり書きたり 法下陣口系出下

存く報遠慮あく祈はつ仕は百姓ども顔をおをいせう  
取斗いひ多し是より極くい第一感ひを我皇情実由不  
申出暴朽お心をいよおろくち敬重し清心法より及ぶ極  
くい事

○同農商に布告

世が東山に法極熱誓 物命を素り愛向く此方の先  
世より 朝廷より法極由と為在い通りよ以れども遠玉  
海去よ玉りいよる月然り屋長い亦由斗りかこくよ付  
る又徳國の情実を問ひ我民塗炭く苦しむ此救成  
敵應よい万各交境清世に於いを也是まど天賦と稱し

来りい徳川交配地を勿論徳藩所分よ到る近年來并改  
又昔よ吾皇皇外子細有々輩い遠慮あく本陣に海出會  
儀よ上公奉し不憂よ及びい向心に遠ひ無く振て致い  
事

○大政官日誌く抄写

今十八日 亥大信 宣下紅為海いよ付在國に面く為  
石代重臣を出し 禁中 大官所所考に思悦て中よい  
事

但女七日系出て中よい事

二月

○ 公私雜報第一号第二号發兌せり

○ 内外新報前記追々刺成也

○

第十一號の草稿剽刷師の手あぐ紛失セリ近日別  
起草せんといひ依々先づ十二號を發兌せむ

いんげん屋  